

宅地建物取引士 資格登録等の手続きについて

【ご案内】

今後、宅地建物取引士として業務に従事しようとする方は、あなたが受験した試験地の都道府県知事の登録を受けなければなりません。

宅地建物取引士として業務に従事する予定のない方は、登録の必要はありません。

また、登録を受けなくても、合格の資格は無効になりません。

登録の申請に当たっては、この案内をよくお読みのうえ、間違いのないよう記入して下さい。

1 登録のできる方

資格試験に合格した者で、宅地建物取引業法（以下「業法」という。）第18条第1項本文の実務経験（国土交通大臣が同等以上の能力を有すると認めた場合も含む。）を有し、かつ、同項各号に該当しない方です。

業法第18条第1項本文の実務経験とは、次のいずれかに該当するものです。

※いずれも登録申請時より10年以内に限ります。

1. 宅地建物取引業の実務（総務、人事、経理、財務等の一般管理業務は除かれます。）の経験が2年以上である者（実務経験先の宅建業者の「従業者名簿」に氏名が記載されている者）
2. 国土交通大臣が指定する宅地又は建物の取引に関する実務についての講習を修了した者
3. 国、地方公共団体又はこれらの出資を伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が通算して2年以上である者

2 登録申請の手続き

(1) 申請場所（試験地が奈良県の場合）

奈良県 県土マネジメント部 地域デザイン推進局 建築安全推進課 総務宅建係
奈良市登大路町30番地 県庁分庁舎6階（県庁本庁舎の北向かい）
TEL 0742-27-7563

(2) 受付時間

平日（土・日・祝日、12月29日から1月3日を除く）

午前9時～12時 及び 13時～17時（12～13時は休憩時間のため窓口業務を行っていません）

(3) 登録手数料

奈良県収入証紙（※収入印紙ではありません。） 37,000円

県庁本庁舎1階 奈良県総務厚生センター西執務室（8:30～17:00）

又は南都銀行の本支店（9:00～15:00）等で購入できます。

(4) 提出書類

1 登録申請書（法令様式第5号）

2 誓約書（法令様式第6号）

- ・業法第18条第1項第3号から第12号までに該当しないことの誓約です。

3 本籍地の市区町村長が発行する「**身分に関する証明書**」 1通

- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・証明事項
 - 禁治産及び準禁治産の宣告を受けていない。
 - 後見の登記の通知を受けていない。
 - 破産宣告の通知を受けていない。
- ・日本国籍を有しない方は、必要ありません。
- ・**成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、奈良県建築安全推進課総務宅建係（TEL0742-27-7563）へお問い合わせください。**

4 各法務局本局、又は地方法務局の本局が発行する「**登記されていないことの証明書**」

※支局・出張所での取扱無、奈良県内の窓口は、奈良地方法務局本局（奈良市高畑町552）のみ
東京法務局へは郵送申請の手続も可能です【Tel. 03-5213-1360】

- ・発行日から3ヶ月以内のもの
- ・証明事項
 - 成年被後見人、被保佐人とする記録がない。
- ・**成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、奈良県建築安全推進課総務宅建係（TEL0742-27-7563）へお問い合わせください。**

5 住民基本台帳ネットワークシステムの利用により現住所が確認できますので、**原則として住民票は不要です。**「住民票コード」番号はわからなくてもかまいません。

その旨、お知らせください。

但し、下記に該当する方はネットワークで現住所が確認できないため、それぞれ（ ）内の書類を添付してください。

なお、旧姓併記を希望される方は、**旧姓が併記**されている**住民票抄本**が必要です。

- ・日本国籍を有しない方
 - （**住民票抄本** 1通）※国籍、通称名の記載があるもの
- ・住民基本台帳ネットワークシステム不参加自治体の住民の方（奈良県内の全自治体は参加済）
 - （**住民票抄本** 1通）
- ・住民基本台帳ネットワークの利用を希望されない方
 - （**住民票抄本** 1通）

※官公庁の発行する証明書は発行日から3ヶ月以内のもの、及びマイナンバーの記載のないものに限りです。

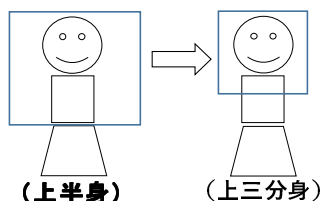
6 合格証書の写し

- ・合格証書の氏名に変更があった場合は、「**戸籍抄本**」が必要です。
- ・合格証書を紛失された方は**合格証明書（原本）**

※合格証明書の請求については、**昭和62年以前**に合格された方は**奈良県建築安全推進課総務宅建係**（TEL：0742-27-7563）に、**昭和63年以降**に合格された方は**一般財団法人不動産適正取引推進機構**（TEL:03-3435-8181）にお問い合わせください。

7 顔写真 1枚

- ・縦3cm×横2.4cm
- ・申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真。
- ・申請書所定の位置に貼付して下さい。



8 実務経験を証する書面（ア、イ、ウのいずれか）

ア 実務経験2年以上の者

* 登録申請時より10年以内に限りです。

- ・**実務経験証明書**（法令様式第5号の2）
 - ・申請者が、宅地建物取引業者（法人の場合はその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者又は業者が加入している取引業協会の証明が必要となります。
 - ・**総務・人事・経理・財務等の一般管理業務は、実務経験に含まれません。**
- ・**従業者名簿の写し**（事務所備え付けのもの。免許申請書類の添付書類（8）の「宅地建物取引業に従事する者の名簿」ではありません）。
 - ・実務経験証明書に記載の期間のもの
 - ・余白に「原本の内容と相違ありません。」と記入し、代表者印の押されたもの

イ 実務講習修了者

- * 登録申請時より10年以内に限りです。
- ・**講習実施機関の発行する修了証明書**（原本）

ウ 国、地方公共団体等において宅地建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が2年以上の者

- * 登録申請時より10年以内に限りです。
- ・それぞれの機関が発行する証明書

9 「従業者証明書」の写し

（登録申請時に宅地建物取引業に従事している方のみ）

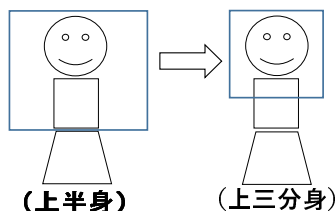
(5) その他注意事項

- 1 未成年の方は、原則として登録できません。
- 2 宅地建物取引業法第18条第1項第12号（心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者（精神の機能の障害により宅地建物取引士の事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者））又は、同法第18条第1項第2号（破産者で復権を得ない者）に該当する方は、登録できません。
- 3 宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第7号、第9号から第11号に該当する方（宅建業の免許を取り消された日から5年を経過しない者、禁固以上の刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者等）は、登録できません。
- 4 宅地建物取引業法第18条第1項第8号に該当する方（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）は登録できません。
- 5 登録は、申請後約1ヶ月程度かかり、登録完了後、ハガキで通知します。
- 6 実務経験証明書について、登録通知後、事実と相違することが判明した場合は、登録消除処分となり、故意に虚偽の証明を行った宅地建物取引業者は、監督処分を受けることになります。
- 7 登録完了後、宅地建物取引士証の交付を希望する場合、（公社）奈良県宅地建物取引業協会に申請する必要があります。なお、宅地建物取引士証の交付申請時に試験に合格してから1年を経過している場合は、法定講習の受講が必要です。

申請場所（公社）奈良県宅地建物取引業協会 TEL 0742-61-4528
〒630-8133 奈良市大安寺6-20-3 奈良県宅建会館

ア 宅地建物取引士証の交付申請時に試験合格後1年を経過していない場合

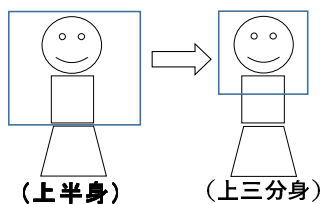
- [必要書類] 宅地建物取引士証交付申請書 1部
登録完了通知ハガキ
顔写真 2枚（縦3cm×横2.4cm）
申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真
奈良県収入証紙 4,500円



イ 宅地建物取引士証の交付申請時に試験合格後1年を経過している場合

- [必要書類] 宅地建物取引士証交付申請書 1部
宅地建物取引士法定講習受講申込書
登録完了通知ハガキ
顔写真 3枚（縦3cm×横2.4cm）
申請前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のカラー写真

奈良県収入証紙 4, 500円
受講料 現金 12, 000円



【「身分に関する証明書」及び「登記されていないことの証明書」について】

◎ 本籍地の市区町村長が発行する「身分に関する証明書」

(例示の表現内容)

- ・ 禁治産及び準禁治産の宣告の通知を受けていない。
- ・ 後見の登記の通知を受けていない。
- ・ 破産宣告の通知を受けていない。

※ 日本国籍を有しない方は、本籍地の市区町村長が発行する「身分に関する証明書」は不要ですが、国籍、通称名の記載がある住民票抄本1通が必要です。

◎ 各法務局本局・又は地方法務局本局が発行する「登記されていないことの証明書」

(証明事項)

- ・ 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がない。

※ 日本国籍を有しない方も必要です。

※ 「登記されていないことの証明書」を提出される方に係る注意事項

・「証明を受ける方」欄の氏名(外字等)は「身分に関する証明書」どおりに字をはっきりと正確に記入してください。また、住所についても正確に記入してください。記入事項が正確でない場合は、証明書を取り直していただきますので、ご注意ください。

・ 「登記されていないことの証明書」の交付申請手続き先

※ 東京法務局：郵送申請及び窓口申請 https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

※ 東京法務局以外の法務局本局・地方法務局本局：窓口申請のみ

・ 東京法務局以外の各法務局・地方法務局は本局でのみ、窓口申請だけの受付をしています。

※ 支局・出張所での取扱無、奈良県内の窓口申請は、奈良地方法務局本局(奈良市高畑町552)のみ

・ 郵送申請は東京法務局でのみ受付けています。【TEL 03-5213-1360】

・ 「登記されていないことの証明書」の交付申請手続き

※ 申請用紙は、奈良地方法務局・支局

及び東京法務局のホームページ https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html

から入手できます。

・ 問い合わせ先

東京法務局(後見登録課) TEL 03-5213-1360(ダイヤルイン)

TEL 03-5213-1234(代表)

奈良地方法務局 TEL 0742-23-5570

成年被後見人又は被保佐人に該当した場合の提出書類は、奈良県建築安全推進課総務宅建係(TEL0742-27-7563)へお問い合わせください。